

## 射水市宅地液状化等復旧支援事業について

支援制度	対象要件等			財源内訳				罹災証明の区分別補助額					補正額	申請期間 ※は工事完了期限	
	住宅の種類	耐震診断	対象工事	補助率	罹災証明の区分	国	県	市	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊			準半壊
1 住宅の応急修理	木造 非木造	不要	床、壁、屋根等の修繕	—	準半壊以上	—	10/10	—	上限 706千円			上限 343千円		20,000千円 〔半壊以上:10件 準半壊:40件〕	令和6年 1月 1日(月) ～ ※令和6年12月31日(火)
2 射水市液状化被害住宅 耐震改修等支援事業	木造	必要	(1) 耐震改修工事 (2) 沈下傾斜対策工事 (ジャッキアップ工事等) (3) 基礎補強工事 (地盤改良工事等)	対象経費の 4/5	準半壊以上	1/4	1/2	1/4	上限 1,200千円				16,800千円 〔建替:6件 耐震改修:8件〕	令和6年 6月24日(月) ～ ※令和7年 3月31日(月)	
					一部損壊	—	—	10/10		上限 1,200千円 【市単独】	12,000千円 (10件)				
3 射水市被災住宅 沈下傾斜対策支援事業	木造 非木造	不要	(1) 傾斜した床を水平にする工事 (2) 沈下傾斜対策工事 (ジャッキアップ工事等) (3) 基礎補強工事 (地盤改良工事等)	対象経費の 10/10	一部損壊	—	—	10/10				上限 300千円 【市単独】	15,000千円 (50件)	令和6年 6月24日(月) ～ ※令和7年 3月31日(月)	
4 射水市宅地液状化等 復旧支援事業	木造 非木造	不要	(1) 地盤の復旧工事 (被災宅地の原形復旧) (2) 地盤の改良工事 (液状化被害の再度防止のため の住宅建屋下の地盤改良) (3) 基礎の沈下・傾斜修復工事 (ジャッキアップ等)	対象経費の 2/3	準半壊以上	—	1/2	1/2	上限 7,666千円 (特別交付税8割措置要望) ※工事費上限額:12,000千円				【6月補正(追加) 30,000千円 (10件) ※工事費5,000千円を想定	県と調整中	

※対象経費は、全体工事費から50万円を控除した額

(5,000-500)千円×2/3×10件分=30,000千円

今回拡充した部分(当初提案分)

今回新設した部分(当初提案分)

今回新設した部分(追加提案分)